

# 作業環境管理専門家 養成講習テキスト

## まえがき

昭和 63 年の作業環境評価基準の制定により、作業環境管理の方法として作業環境測定とその結果の評価に基づき単位作業場所の管理区分を明らかにし、それに対応した作業環境改善の措置を実施するという考え方が確立しました。

そして、この考え方に基づいて作業環境測定士各位が事業場における「測定→評価→改善」の実践をけん引することにより、働く人たちの職業性疾病の予防と健康管理に大きな役割を果たしてきました。

この「測定→評価→改善」の流れのなかで、唯一、第 3 管理区分の単位作業場所について法令に基づき事業者が改善のための措置を講じてもおお第 3 管理区分である場合についての措置が法令上明確でない点があったため、厚労省は令和 4 年 5 月 31 日付け労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により特定化学物質予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則にこのような場合の事業者が講ずべき措置についての条文を追加しました。

この省令改正で、「作業環境管理専門家」が導入され、第 3 管理区分の単位作業場所について、事業者の依頼を受けて第 1 または第 2 管理区分に改善を行うことの可否及び改善が可能である場合にはその方法について専門家として意見を述べる役割が規定されました。

そして、「作業環境管理専門家」には、作業環境測定士としての業務の経験が 4 年以上であり、公益社団法人日本作業環境測定協会が必要と定める講習を修了した者などが該当すると示されました。

これに基づき、当協会では、作業環境測定士としての業務の経験が 4 年以上ある皆様が「作業環境管理専門家」として法令に定める業務を適切に実施するために必要なカリキュラム等を検討し「作業環境管理専門家講習」としてまとめ、あわせてこのテキストを作成しました。

本書が広く作業環境測定士の皆様に活用されることを希望するものです。

令和 5 年 11 月

公益社団法人日本作業環境測定協会

## 第2版へのまえがき

このたび、本書をテキストとして数回にわたり実施した作業環境管理専門家講習の経験を踏まえて、記述内容がさらに的確なものとなるよう、若干の加除等を行いました。

本書が引き続き、作業環境測定士の皆様に広く活用されることを希望するものです。

令和6年8月

公益社団法人日本作業環境測定協会

---

## 目 次

---

### 第 1 章 作業環境管理専門家の役割等

---

1.1 法令改正の趣旨と作業環境管理専門家の職務の概要	5
1.1.1 現行の規定	5
1.1.2 今回改正の理由	7
1.1.3 改正の要点と「作業環境管理専門家」	9
1.1.4 「作業環境管理専門家」の法令上の職務	9
1.1.5 作業環境管理専門家の職務と保護具による対応	9
1.1.6 「第 1 管理区分又は第 2 管理区分とすることが困難な場合」の解釈	10
1.2 改正条文の内容	10
1.3 作業環境管理専門家が心得るべき事項	24
1.4 改善措置に関する意見と専門家の職業倫理	26

---

### 第 2 章 作業環境管理専門家職務の実施に必要な知識

---

2.1 管理区分の評価値の意味	27
2.2 作業環境が悪化する原因について	32
2.2.1 気中濃度が高濃度になる直接的な原因	32
(1) 作業環境測定結果の確認	32
(2) 高濃度になる原因と対策	32
2.2.2 環境改善が進まない背景および間接的要因	38
(1) 改善が困難な作業	38
(2) 対策実施上の問題	39
2.3 作業環境改善措置の内容と第 3 管理区分に対する改善対策の可否の判断	43
2.3.1 措置の優先順位	43
(1) 化学物質の有害性に着目したリスク低減措置	43
(2) 第 3 管理区分に区分された作業場所における改善措置	47

## 4 目 次

---

2.3.2 第3管理区分に対する改善可否の判断基準について	50
(1) 環境改善を実施することが技術的に難しい事例	50
(2) 環境改善の対策の経済的評価手法を用いた実行可能性評価	53
2.3.3 事業者の環境改善のためのコスト（参考）	57
2.4 改善事例から学ぶ	58
2.4.1 改善好事例	58
2.4.2 改善が困難なケースにどう向き合うか	75
(1) 費用対効果の不均衡	75
(2) 生産技術などの問題	77
(3) 経営的な問題	80
(4) 人的資源の課題	81
(5) 既存設備老朽化の問題	82
(6) その他	83

---

## 第3章 改善方法の意見等の文書化について

---

3.1 文書様式，記入項目，添付資料及び記入に関する注意事項	85
3.1.1 文書様式，記載項目及び添付資料について	85
3.1.2 記入に関する注意事項	85
(1) 平易な文章	85
(2) 作業工程等の名称の書き方	87
3.2 文章の書き方に関する演習	87
3.2.1 改善が可能と判断できる事案の意見書の場合（その1）	87
(1) 対象事業場の概要等について	87
(2) 改善が可能と判断された場合の記載例	88
3.2.2 改善が不可能と判断する事案の意見書の場合	89
(1) 対象事業場の概要等について	89
(2) 改善が不可能と判断される場合の記載例	90
3.2.3 改善が可能と判断できる事案の意見書の場合（その2）	91
3.2.4 注意すべき事項	92

---

## 第1章 作業環境管理専門家の役割等

---

### 1.1 法令改正の趣旨と作業環境管理専門家の職務の概要

#### 1.1.1 現行の規定

令和4年5月31日付で労働安全衛生規則（以下「安衛則」と略）、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」）、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」）、鉛中毒予防規則（以下「鉛則」）及び粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」）の一部が改正された。これにより安衛則を除く4則に追加されたものの一つに「第3管理区分の作業場所に対する措置」がある。

現行の規定では、指定作業場の作業環境測定結果の評価が第3管理区分となった場合、安衛法第65条の2の第1項に基づく措置として特化則（36条の3）、有機則（28条の3）、鉛則（52条の3）及び粉じん則（26条の3）の各規定により、直ちに施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき施設または設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。（図1.1）

そして、これらの措置の効果を確認するために作業環境測定を行い、その結果を評価しなければならないこととされている。

しかし、この確認のための測定の結果の評価において再び第3管理区分となった場合の具体的措置は規定されておらず、事業者は自主的に第1または第2管理区分とするために引き続き努めることが期待される形となっている。

ただし、現実には、第3管理区分の状態がそのまま継続している場合が多いものと想定され、そのような状況であるとすれば労働者の健康管理上大きな問題である。

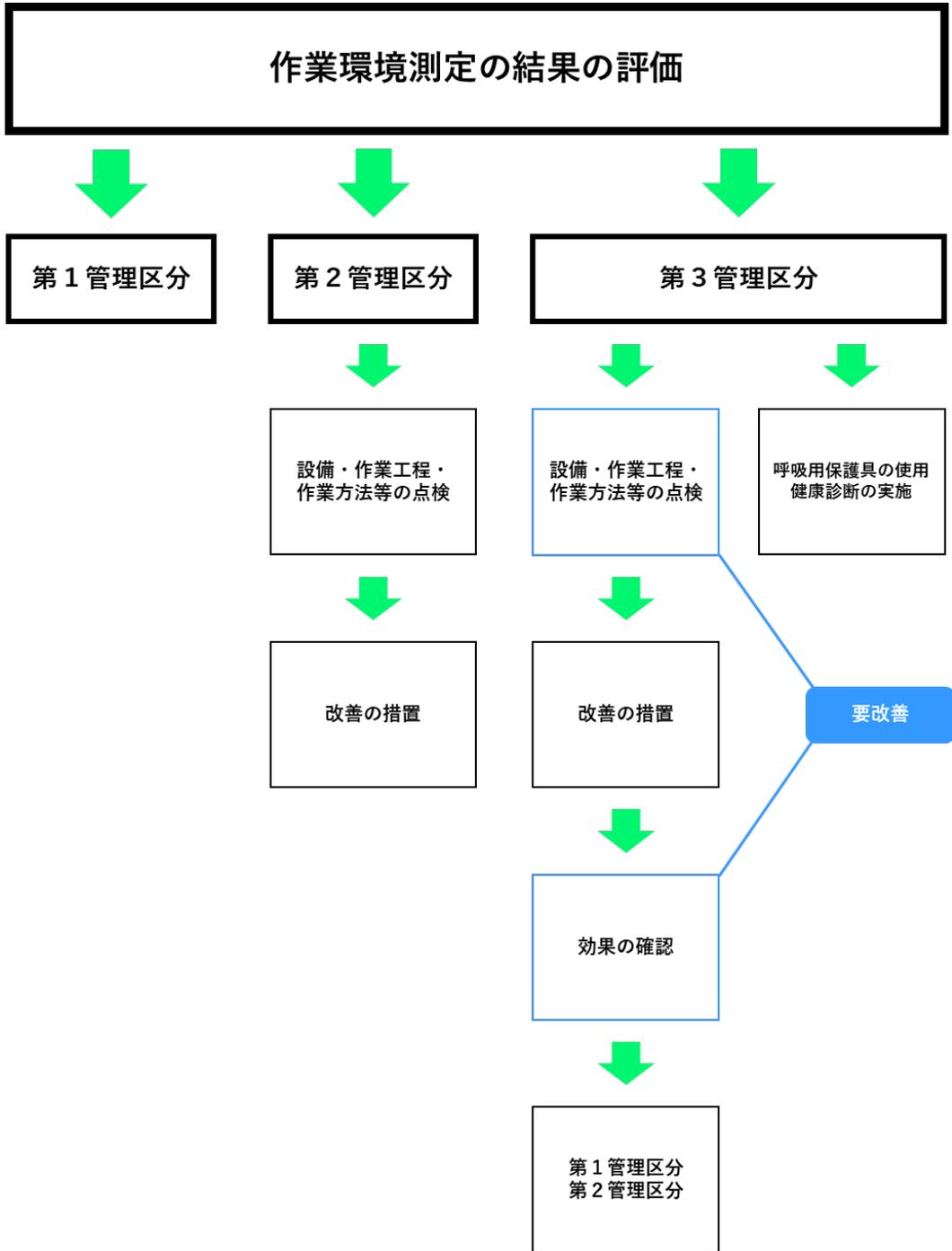


図 1.1 作業環境測定の結果の評価

### 1.1.2 今回改正の理由

1.1.1 で述べた状況にかんがみ、令和 4 年 5 月 31 日付厚生労働省令の改正では、4 則にそれぞれ新たな規定が追加され、1.1 で述べた「確認のための測定」の結果の評価が再び第 3 管理区分となった場合の具体的措置が規定された。

改正規定の詳細は、次項で説明するが、概要は次のとおりである（改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行された）。

- |   |
|---|
| <p>イ 第 3 管理区分の単位作業場所について、事業者は、「作業環境管理専門家」に「改善の可否」と「改善が可能である場合は改善方法」について意見を聞かなければならない。</p> <p>ロ 事業者は、「作業環境管理専門家」の意見が「改善可能」である場合は、同専門家の示した改善措置を講じなければならない。</p> <p>ハ 事業者は、ロの改善措置の結果、なおも第 3 管理区分であった場合又は、イにおいて「作業環境管理専門家」の意見が「改善不可能」であった場合は、個人サンプリング測定等の結果に基づき労働者に適切な保護具を使用させ、また、各労働者についてフィットテストを実施し、結果を 3 年間保存する。また、保護具着用管理責任者を選任する。</p> <p>これらの措置について遅滞なく所轄労働基準監督署長に「第 3 管理区分措置状況届」（法定様式）を提出する。</p> <p>ニ 事業者は、当該作業場所を第 1 又は第 2 管理区分に改善できない間は、6 月以内ごとに 1 回定期に個人サンプリング測定等を行い、その結果に応じた有効な呼吸用保護具を労働者に使用させるとともに 1 年以内ごとに 1 回定期にフィットテストを実施する。</p> |
|---|

以上をフロー図で示せば図 1.2 のとおりである。